

報告12

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

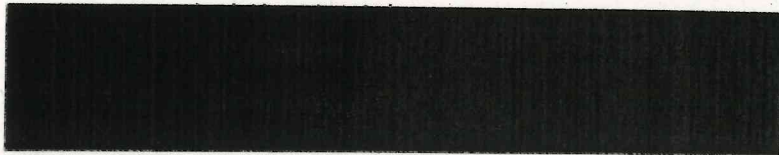
令和元年12月3日

長与町長 吉田 慎一

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

1



2 事故の概要

(1) 事故の発生日時

令和元年6月28日 午前11時40分頃

(2) 事故の発生場所

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷635番地先路上

(3) 事故の状況

信号停止中に前方の車が動き出したためブレーキから足を離したところ、左腕に虫がとまり、振り払おうとそちらに気を取られたため前方への注意を怠たり、公用車前方と相手車両の後方が接触した。

3 和解の内容

事故の相手方に対して、下記4の額の損害を賠償する。

なお、相手方に、本件交通事故の相当因果関係に起因する後遺障害が発生し、かつ後遺障害等級が認定された場合は、双方別途協議するほか、長与町と相手方との間には、一切の債権債務関係が無いことを確認する。

4 損害賠償の額

971,133円

令和元年11月8日

長与町長 吉田 慎

